

例題 1

助教授 濱本 正太郎

shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

4月23日までに e-mail で届いた答案は添削してお返しします。添付ファイルでなく、本文に答案を書いてください。

以下は、いわゆる「北方領土」に関するソ連側の主張要旨である。これに対し反論せよ。

「日本はポツダム宣言を受諾した。これにはカイロ宣言が引用され、領土問題はすでに解決していることが明らかである。また、ヤルタ協定は明らかに千島を無条件に引き渡すことを定めている。

日本はサンフランシスコ平和条約でこれらの島を放棄している。国後・択捉は千島に入っていないと日本は主張するが、それには根拠がない。1951年10月19日の衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において、日本政府も次のように述べている。

高倉定助委員　まず領土の問題であります。過般のサンフランシスコの講和条約の第二條の(C)項によりますと、日本国は千島列島の主権の放棄を認められたのである。しかしその千島列島というものはきわめて漠然としておる。……そこで講和条約の原文を検討する必要があります。条約の原文にはクリル・アイランド、いわゆるクリル群島と明記されておるように思いますが、このクリル・アイランドとは一体どこをさすのか、これを一応お聞きしたいと思ひます。……

西村熊雄政府委員(外務省条約局長)　条約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。……

高倉委員　どうも見解が違いますのでやむを得ないと思ひますが、過般の講和会議においてダレス全権が、齒舞、色丹諸島は千島列島でない、従つてこれが帰属は、今日の場合国際司法裁判所に提訴する道が開かれておると演説されておるのであります。

したがって、齒舞や色丹まで千島に属すると日本も考えていたのであるから、国後や択捉については言うまでもない。」

注

1. 現在のロシアがこの主張をそのまま維持しているかどうかは定かではない。この例題の回答にあたっては、上記のソ連の立場につき批判を加えること。
2. 回答者の個人的意見がいかなるものであるにせよ、日本の立場を弁護する立論をすること。それも法的議論の訓練である。
3. 現行憲法下での国会議事録は、<http://kokkai.ndl.go.jp> で入手できる。参照されたい。